

福祉用具貸与事業所の皆様へのお願い

在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する調査モデル研究事業 介護予防福祉用具貸与の実態調査 回答要領

本調査にご協力頂きありがとうございます。

本資料では、介護予防福祉用具貸与の実態調査（以下、「本調査」という。）の調査手順等についてご説明します。
回答前にご一読の上、調査へのご協力をお願いいたします。

目 次

1. 調査の目的について	2
2. 調査対象について	2
3. 送付物一式について	2
4. 本調査の実施手順について	3
(1) 本調査の全体像	3
(2) 調査票へのご回答・調査事務局への返送	3
5. 調査票への回答・入力について	4
(1) 調査票の種類について	4
(2) 福祉用具専門相談員用調査票の回答者の選定について	5
(3) 管理者用調査票への回答・返送方法について	6
(4) 福祉用具専門相談員用調査票への回答・返送方法について	7
6. よくある質問について	8
7. お問い合わせについて	8

1. 調査の目的について

本アンケート調査は、介護予防福祉用具貸与開始時の福祉用具専門相談員の支援の実態を明らかにし、貸与期間の設定がなぜ必要か、その重要性や根拠の分析、適切な期間でモニタリングがされていることによって貸与される福祉用具の過不足、利用者の不適切な使用の発見につながっているか等の検証を行うための実事例を収集することを目的としております。

2. 調査対象について

本調査は、介護サービス情報公表システムに登録されている全国の福祉用具貸与事業所のうち、1,000 か所を調査対象としています。

3. 送付物一式について

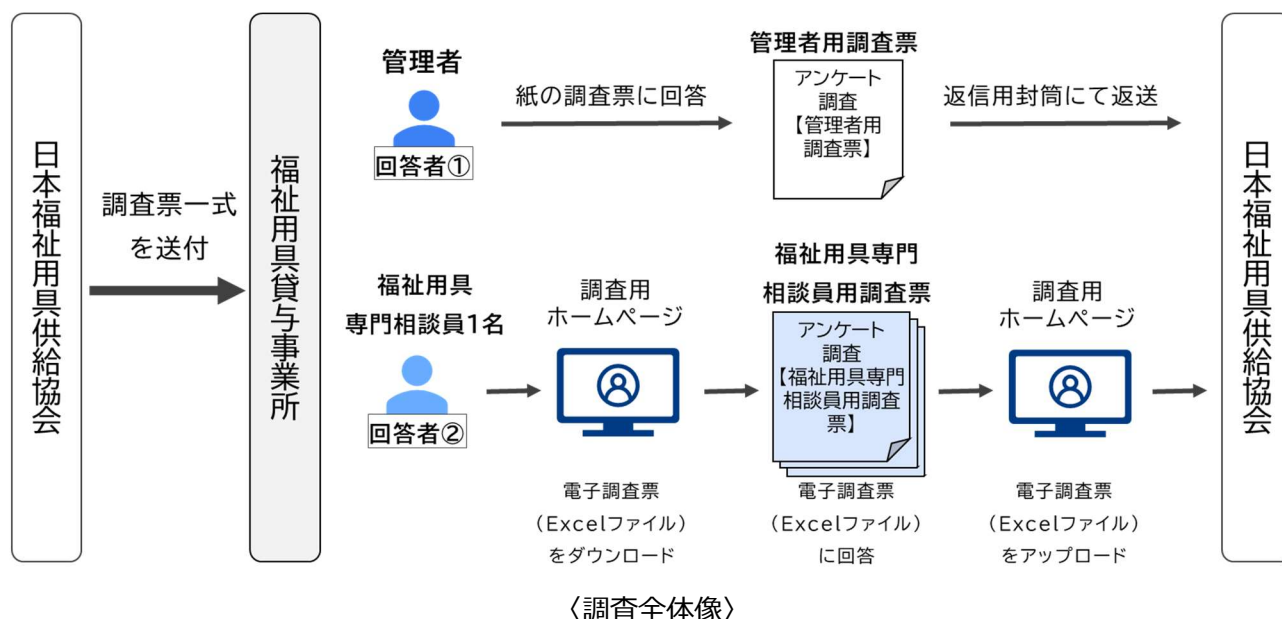
皆様には、以下を送付しています。

送付物名	説明
依頼状（1部）	—
回答要領（1部）	本資料です。本調査にご回答いただく方全員がお読み下さい。
管理者用調査票（1部）	事業所の管理者の方にご回答いただきたい調査票です。
インターネットによるアンケート調査へのご回答のお願い（福祉用具専門相談員用調査票）（1部）	福祉用具専門相談員の方にご回答いただきたい調査について、調査用ホームページの URL、ログイン ID・パスワードを記載しています。 管理者の方は、「（2）福祉用具専門相談員用調査票の回答者の選定について」をもとに事業所内の <u>福祉用具専門相談員を1名選び</u> 、「インターネットによるアンケート調査へのご回答のお願い（福祉用具専門相談員用調査票）」と本回答要領を渡して回答を依頼して下さい。 回答を依頼された福祉用具専門相談員の方は、記載の URL へアクセスし、回答して下さい。
返信用封筒（1部）	管理者用調査票を返送いただく封筒です。

4. 本調査の実施手順について

(1) 本調査の全体像

本調査は以下の手順で実施いたします。



(2) 調査票へのご回答・調査事務局への返送

管理者の方は、送付物一式に含まれている「管理者用調査票」にご回答いただき、返信用封筒にて返送をお願いいたします。

福祉用具専門相談員の方は、送付物一式に含まれている「インターネットによるアンケート調査へのご回答のお願い」に記載の URL へアクセスし、調査用ホームページから「福祉用具専門相談員用調査票」(Excel ファイル) をダウンロードし、回答をお願いいたします。回答後、調査用ホームページから回答済みの調査票をアップロードしてください。

調査票の回答・返送方法については次項「5. 調査票への回答・入力について」をご参照ください。

5. 調査票への回答・入力について

(1) 調査票の種類について

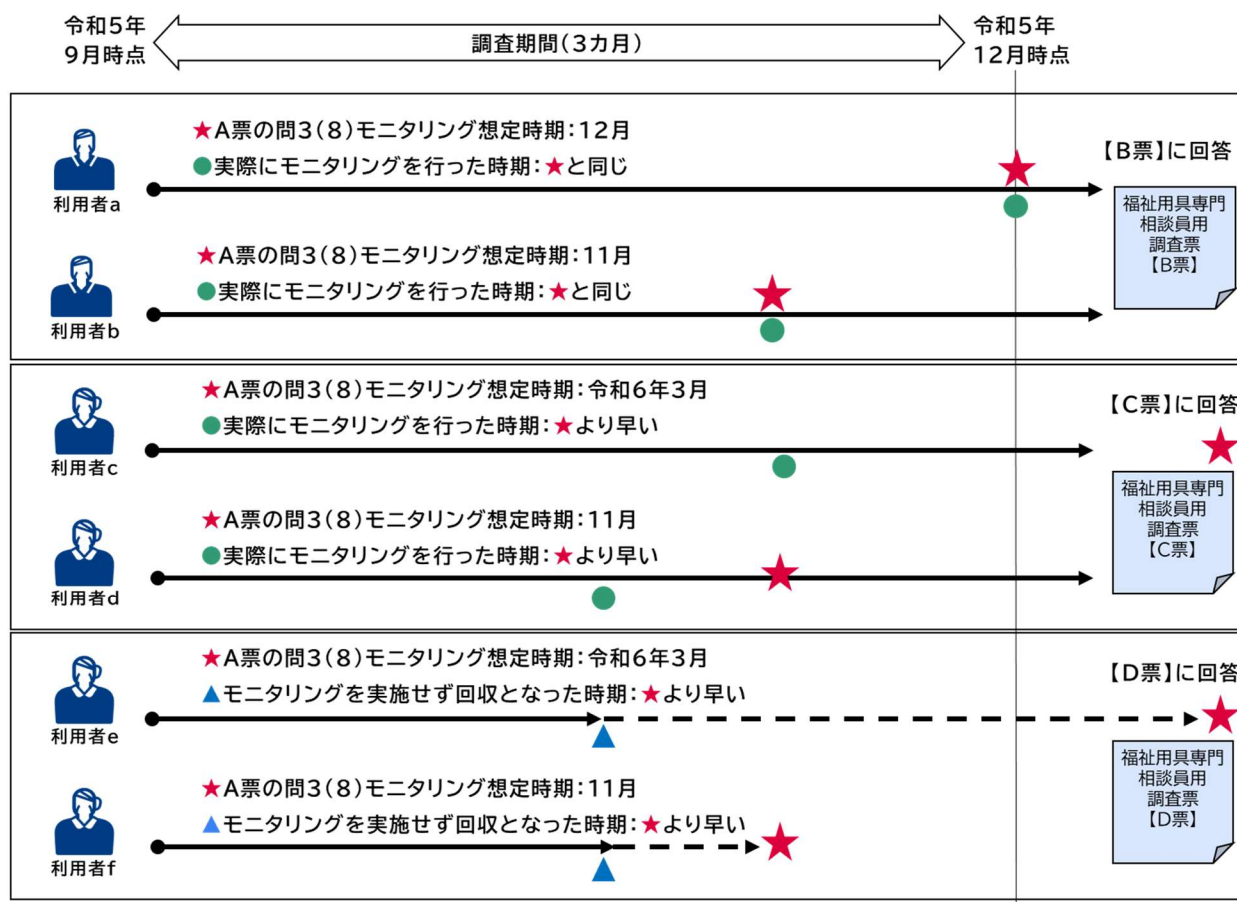
調査票は、「管理者用調査票」と「福祉用具専門相談員用調査票」の2種類があります。

〈調査票の概要〉

①管理者用調査票（紙の調査票）	
回答いただきたい方	・ 貴事業所の管理者 1 名
主にお伺いする内容	・ 貴事業所における介護予防福祉用具貸与（要支援 1・2）のサービス提供体制について
②福祉用具専門相談員用調査票（電子調査票）	
回答いただきたい方	・ 貴事業所の福祉用具専門相談員 1 名 ➤ 貴事業所で、令和 5 年 9 月に新規で介護予防福祉用具貸与（要支援 1・2）を利用開始した利用者を担当している福祉用具専門相談員 1 名
主にお伺いする内容	・ 福祉用具専門相談員用調査票では、調査対象利用者の貸与開始時と、モニタリング実施時の 2 時点の状況について回答いただきます。ご回答いただきたい調査票は以下のとおりです。本調査のため、貸与開始 3 カ月後（令和 5 年 12 月）にはモニタリングを実施し、【B 票】または【C 票】へ回答し、事務局への返送をお願いします。モニタリングを実施することなく 3 か月以内に回収となった場合は、【D 票】へ回答し、事務局への返送をお願いいたします。 ➤ 【A 票】：調査対象利用者の<u>貸与開始時に、全ての福祉用具専門相談員の方</u>にご回答いただきたい調査票です。 ➤ 【B 票】：A 票の問 3 (8)で設定した<u>モニタリング想定時期が 3 か月以内で、想定した通りの時期にモニタリングを実施した場合</u>にご回答いただきたい調査票です。 ➤ 【C 票】：以下のいずれかに該当する場合にご回答いただきたい調査票です。 ① A 票の問 3 (8)で設定した<u>モニタリング想定時期よりも早くモニタリングを実施した場合</u> ② A 票の問 3 (8)で設定した<u>モニタリング想定時期が 3 か月以上で、モニタリングを 3 か月以内に実施した場合</u>（利用者の状態変化等により 3 か月以内での実施が必要となった場合以外に、<u>本調査への協力のために 3 か月後にモニタリングを実施した場合</u>も含みます） ➤ 【D 票】：<u>モニタリングを実施することなく、3 か月以内に回収となった場合</u>にご回答いただきたい調査票です。 ※【B 票】、【C 票】、【D 票】はいずれか一つのみにご回答ください。

福祉用具専門相談員調査票：B票・C票・D票の調査対象イメージ（例）

貸与開始:A票に回答(全利用者共通)



(2) 福祉用具専門相談員用調査票の回答者の選定について

管理者の方は、以下の基準をもとにして**福祉用具専門相談員を1名選び**、「インターネットによるアンケート調査へのご回答のお願い」と本回答要領を渡して回答を依頼して下さい。本回答要領は調査用ホームページからもダウンロード可能です。

【回答いただく福祉用具専門相談員1名の選定の基準】

- 令和5年9月に新規で介護予防福祉用具貸与（要支援1・2）を利用開始した利用者が**2名以上**いる場合
 - 次ページの「事業所IDを用いた利用者の選定」を参考に、調査対象利用者を1名選定し、担当の福祉用具専門相談員に回答を依頼して下さい。
 - ※上記の基準を満たす利用者を担当している福祉用具専門相談員に管理者の方が該当する場合は、管理者の方が福祉用具専門相談員用調査票にも回答して下さい。
- 令和5年9月に新規で介護予防福祉用具貸与（要支援1・2）を利用開始した利用者が**1名**の場合
 - 上記の基準を満たす利用者を担当している福祉用具専門相談員に回答を依頼して下さい。
 - ※上記の基準を満たす利用者を担当している福祉用具専門相談員に管理者の方が該当する場合は、管理者の方が福祉用具専門相談員用調査票にも回答して下さい。
- 令和5年9月に新規で介護予防福祉用具貸与（要支援1・2）を利用開始した利用者が**いない**場合
 - 「福祉用具専門相談員用調査票」への回答は不要です。「管理者用調査票」のみご回答ください。

「事業所 ID を用いた利用者の選定」

- ・ 同封されている「インターネットによるアンケート調査へのご回答のお願い」の右下に記載されている事業所 ID（半角数字 5 ケタ）の下 1 ケタの数字を、生年月日の下 1 ケタに持つ利用者を調査対象としてください。

例 1) 事業所 ID が「12345」の場合、下 1 ケタは「5」になります。調査対象利用者は、1 月 5 日生まれの方、8 月 25 日生まれの方など、生年月日の下 1 ケタが「5」の方を選定してください。複数名該当する場合は、数字の小さい方の利用者を優先してください。

例 2) 該当する生年月日の人がない場合は、事業所 ID の下 1 ケタの数字 + 1 の数字を生年月日の下 1 ケタに持つ利用者を選んでください（上記の例であれば、 $5+1=6$ ）。次の数字もなければ次の次の数字（ $5+1+1=7$ ）といったように進めてください。複数名該当する場合は、数字の小さい方の利用者を優先してください。事業所 ID の下 1 ケタの数字の次の数字や次の次の数字が 10 を超える場合は、下 1 ケタの数字に読み替えてください（ $9+1=10$ は「0」、 $9+1+1=11$ は「1」）。

例 3) 該当する生年月日の利用者が複数名該当する場合は、生まれ年（西暦年）の末尾で上記の抽出を繰り返してください。

例 4) 該当する生年月日・生まれ年（西暦年）の末尾で抽出しても調査対象数より多い場合、生まれ月で上記の抽出を繰り返してください。（この場合、0 は 10 と読み替えてください。）

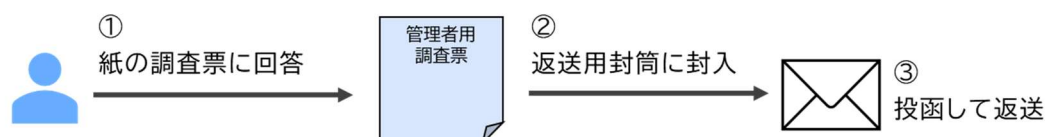
※以上の方法で抽出できない場合等は、お手数ですが調査事務局（8 ページに記載）にご連絡ください。

- ・ 【事業所 ID の下 1 ケタが「5」の場合の例】

例 1)	例 2)	例 3)	例 4)
1944 年 1 月 <u>5</u> 日 ○	1934 年 7 月 <u>6</u> 日 ○	194 <u>5</u> 年 11 月 <u>25</u> 日 ○	194 <u>5</u> 年 <u>5</u> 月 <u>25</u> 日 ○
1930 年 8 月 <u>25</u> 日	1930 年 8 月 <u>16</u> 日	1936 年 8 月 <u>25</u> 日	1935 年 6 月 <u>25</u> 日
1941 年 10 月 16 日	1941 年 10 月 <u>26</u> 日	1927 年 10 月 15 日	1925 年 10 月 15 日
1936 年 7 月 18 日	1936 年 7 月 18 日	1937 年 7 月 5 日	1937 年 7 月 5 日
1935 年 12 月 14 日	1935 年 12 月 14 日	1938 年 12 月 15 日	1938 年 12 月 15 日
:	:	:	:

(3) 管理者用調査票への回答・返送方法について

- ・ 管理者用調査票は、事業所の管理者の方が回答して下さい。
- ・ 回答・返送方法の手順は以下のとおりです。



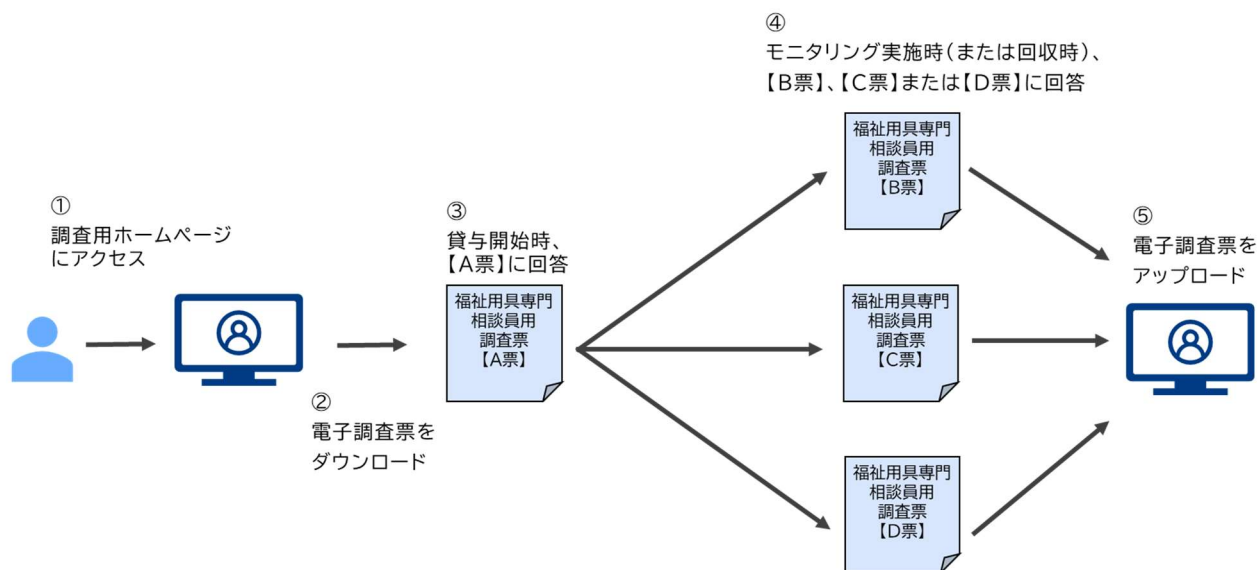
〈管理者用調査票の回答・返送方法〉

【手順】

- ① 事務局からお送りしている紙の調査票にご回答下さい。
- ② 回答いただいた調査票を返送用封筒に封入して下さい。
- ③ 調査票を封入した返送用封筒を投函して返送して下さい。切手は不要です。

(4) 福祉用具専門相談員用調査票への回答・返送方法について

- ・ 福祉用具専門相談員用調査票は、(2) で選定された福祉用具専門相談員の方 1 名がご回答下さい。
- ・ 回答・返送方法の手順は以下のとおりです。



〈福祉用具専門相談員用調査票の回答・返送方法〉

【手順】

- ① 事務局からお送りしている「インターネットによるアンケート調査へのご回答のお願い」に記載されている調査用ホームページの URL にアクセスし、ログイン ID、パスワードを使用してログインして下さい。ログイン ID、パスワードは調査票提出時にも必要になりますので、失くさないようご注意ください。
- ② ログイン後、調査用ホームページの「ダウンロード」ボタンをクリックし、「福祉用具専門相談員用調査票」(Excel ファイル) をダウンロードしてください。
- ③ 調査対象利用者の貸与開始時に、「福祉用具専門相談員用調査票」の【A 票】のシートに回答してください。回答済みの調査票は、モニタリング実施時まで各自で失くさないように保管してください。
- ④ 調査対象利用者に対してモニタリングを実施した時に、「福祉用具専門相談員用調査票」の【B 票】または【C 票】いずれか一方にご回答ください。どちらの調査票に回答すべきかは、「5 調査票への回答・入力について」(P4) を参照してください。モニタリングを実施することなく 3 か月以内に回収となった場合は、【D 票】へ回答してください。
- ⑤ 【B 票】、【C 票】または【D 票】の回答後、調査用ホームページの URL にアクセスし、ログイン ID、パスワードを入力した後、調査用ホームページの「アップロード」ボタンをクリックし、回答済みの「福祉用具専門相談員用調査票」をアップロードしてください。画面が遷移し、「アップロードが完了しました。」と表示されましたら、アンケート回答は完了です。

【調査票返送締め切り】

- ・ 管理者用調査票：令和 5 年 10 月 31 日（火） 17 時までに事務局に届くよう、ご返送をお願いいたします。
- ・ 福祉用具専門相談員用調査票：令和 6 年 1 月 19 日（金） 17 時までに、調査用ホームページからアップロードをお願いいたします。

6. よくある質問について

本調査実施にあたり、想定されるご質問について回答を記載させていただきます。

No.	質問	回答
1	回答した内容の匿名性は担保されますか。	回答者の情報を特定した状態でご回答いただいた内容を公表することはありません。
2	回答した結果はどのように活用されますか。	「令和5年度老人保健健康増進等事業 在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する調査モデル研究事業」において、今後の介護予防福祉用具貸与に関する検討を行うための基礎資料として活用いたします。
3	本調査への回答は義務ですか。	任意の調査ですが、今後の介護予防福祉用具貸与に関する検討を行ううえでの非常に重要な資料となります。本事業の趣旨をご理解いただき、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

7. お問い合わせについて

本調査の実施方法や記入内容等についてご不明な点などがありましたら、下記の調査事務局までお問い合わせ下さい。

◆お問い合わせ先◆

一般社団法人 日本福祉用具供給協会 事務局

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-15 三電舎ビル4階

電話 03-6721-5222 FAX 03-3434-3414

以上